

## 伊崎田地区定住促進住宅用地分譲公募要領

### 1 趣 旨

志布志市の定住化促進を図り、地域の活性化を推進するため整備した伊崎田地区定住促進住宅用地（以下「宅地」という。）の分譲手続き等について定めるものです。

### 2 応募資格

応募をすることができるのは、志布志市内に定住を希望し、購入した宅地に自らの居住するための住宅（以下「自己住宅」という。）を建築しようとする方で、次の要件を全て満たす方です。

- (1) 宅地の売買契約を締結した日から3年以内に、購入した宅地に自己住宅を建築し、居住することか確約できること。
- (2) 申請日において18歳以上で、かつ、同居予定の親族（6か月以内に婚姻予定の者を含む。）がいること。
- (3) 宅地の保証金及び分譲代金を市長が指定する期日までに納入すること。
- (4) 宅地周辺の農業経営にご理解のある方。
- (5) 自己住宅の所在地の自治会に加入し、地域との協調と連帯を図ることができること。

### 3 募集区画

今回募集するのは下記の宅地で、合計7区画です。区画ごとの面積及び販売額は別紙をご覧ください。

名 称	位 置	区画数
伊崎田地区定住促進住宅用地	志布志市有明町伊崎田地内	7

### 4 応募方法等

- (1) 応募受付期間（ただし募集区画すべてが決定したときには下記期日を短縮します。）

平成30年6月5日（火）～7日（木）まで

※午前9時00分から午後8時まで

(2) 応募に必要な書類

- ①志布志市定住促進住宅用地譲渡申請書（様式第1号）
  - ②申請者及び同居（予定）者の住所とその関係を証する書類（本人と同居（予定）者が同一世帯の場合は、住民票謄本。それ以外の場合は、お問い合わせください。）
  - ③所得を証明する書類（本人及び16歳以上の同居（予定）者全員分）
  - ④志布志市への住所移転確約書
- ※申請者本人以外が提出する場合は委任状を提出してください。その際は、申請者本人の印鑑証明書も添付してください。
- ※必要書類がそろっていない場合は受付できません。
- ※上記以外の書類の提出を求める場合があります。
- ※証明書等は、3ヶ月以内のものを提出してください。

(3) 応募方法

応募受付期間内に、申請書及びその他必要な書類を添えて、下記まで直接持参してください。なお、申請者本人が持参できない場合は委任状（様式任意）と申請者本人の印鑑証明書を添付してください。

郵送やメール、ファクシミリ送信など、持参以外の提出は受付いたしません。

応募受付先	鹿児島県志布志市有明町野井倉 1756 番地 志布志市役所別館 1 階 B 会議室 ※受付当日は椅子にご着席ください。
申込に関する 問合せ先	鹿児島県志布志市有明町野井倉 1756 番地 志布志市役所本館 2 階 企画政策課 地域政策係 電話 099-474-1111

(4) 申請書の受理等

市は、申請書が提出されたときは、応募資格を満たしているかどうか審査し、申請書の受理、不受理を決定します。

(5) その他

- ①応募ができるのは、1世帯につき1区画です。
- ②共有名義とする場合は、同居（予定）者との共有に限り可能です。ただし、応募要件を満たす方の持分割合が2分の1以上でなければなりません。
- ③申請に要する費用は、申請者の負担とし、いかなる理由があっても、市はその費用の補償はいたしません。

## 5 分譲の決定

本募集では、応募の受付順で分譲を決定します。ただし今回は受付日の9時に応募受付先で待機されている方について、書類の事前審査を行ったうえで再整列の抽選を行い、受付順を決定します。その後希望の分譲区画を選定していただきます。

以上を行ったうえで、募集区画にまだ余地がある場合には受付期間の中で随時受付を行い、分譲の決定を行うこととします。

## 6 契約・代金の納入等

### (1) 契約の締結

当選者は、譲渡決定通知を受けた日から1ヶ月以内に保証金（分譲代金の10%）を納入するとともに下記の書類を提出する必要があります。

①契約書 2部

②印鑑証明書 各1通（当選者分、連帯保証人2人分の合計3通）

③建築計画書

④保証金納付領収書

⑤収入印紙 1枚（2,000円のもの）

※連帯保証人は生計が別々の方をお願いします。また、市外在住者の場合は、所得証明書も提出してください。概ね70歳以下の方をお願いします。

### (2) 分譲代金の納入

当選者は、契約日から1ヶ月以内に分譲代金の25%以上の額を市に納入し、また、その残額は契約日から6ヶ月以内に納入してください。

## 7 所有権の移転

### (1) 所有権の移転

市は、代金の完納を確認後、当選者に対して、宅地の所有権移転登記を行います。

なお、登録免許税その他登記に要する経費は、当選者の負担とします。

### (2) 土地の引渡し

登記完了後は、双方立ち会いの上、文書を取り交わして土地の引渡しを行います。

なお、宅地の管理責任は、宅地の引渡しを行った時から当選者（譲受人）に移りますので、管理上の一切の費用及び災害その他の損害は譲受人の負担となります。宅地の引渡し後は、宅地を常に良好に管理し、快適な住宅環境の維持に努めてください。また、今回の宅地造成により新設した市道の維持

管理についても7区画の所有者での共同管理をお願いすることになります。

## 8 建築工事の着手と居住

当選者は、契約日から3年以内に自己住宅の建築工事に着手し、居住しなければなりません。

また、自己住宅の建築工事に着手したときは、速やかに所定の様式で市に届出してください。

## 9 禁止事項

譲受人は次に掲げる行為をしてはいけません。これらに該当する行為があったときは、現状の回復を命じることがあります。

(1) 宅地を第三者に転貸し、又は売買、贈与、交換及び出資等により宅地の所有権を移転すること。ただし、相続により当該権利が移転する場合を除く。

(2) 市長の許可なく宅地を分割したり、宅地の形状を変更すること。

(3) その他社会通念上、近隣の住人に迷惑を及ぼすと考えられる行為をすること。

## 10 契約の解除

市は、譲受人が次の各号のいずれかに該当するときは、決定の取消し又は契約を解除することができるものとします。

(1) 資格を偽るなど不正な行為により宅地を譲り受けたとき。

(2) 分譲代金を納入しなかったとき

(3) 志布志市定住促進住宅用地の分譲に関する条例並びに志布志市定住促進住宅用地の分譲施行規則又は土地売買契約の規定に違反したとき。

## 11 違約金

市が契約を解除した場合は、当選者は違約金として分譲代金の10%を支払わなければなりません。

この違約金は、すでに納入した分譲代金又は保証金からこれを充当することができるものとします。

## 12 その他の注意事項等

(1) 宅地の分譲を希望される方は、この募集要項をよくお読みください。分譲の手続き等について、疑義や不明な点がある場合には、必ず応募受付期間前にお問い合わせください。

契約後に、内容等についての不知や不明を理由として疑義を申立てすることはできません。

(2) 建物を建築する際は、建築基準法など関係法令等により、指導等がなされる場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。